

通帳等の管理についてのお知らせ

当機構では、お客さまが通帳等の盗難に遭われ、郵便貯金が不正に払い戻された場合、盗難通帳等による払戻等被害に関する郵便貯金追加規定等に基づき、その被害を補償しています。

ただし、お客さまに重大な過失又は過失がある場合、補償の対象とならない場合や補償を減額する場合がありますので、通帳等の管理については十分ご注意ください。

[盗難通帳等による払戻等被害に関する郵便貯金追加規定](#)

お客さまの「重大な過失」となり得る場合

お客さまの「重大な過失」となり得る場合とは、「故意」と同視し得る程度に注意義務に著しく違反する場合であり、以下のような場合をいいます。

- ① お客さまが他人に郵便貯金通帳、郵便貯金証書等（以下「通帳等」といいます。）を渡した場合
 - ② お客さまが他人に記入済み及び押印済みの払戻請求書、諸届請求書等を渡した場合
 - ③ その他お客さまに①・②と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- ※ 上記①・②については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客さまの「過失」となり得る場合

お客さまの「過失」となり得る場合とは、以下のような場合をいいます。

- ① 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- ② 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届請求書等を通帳等とともに保管していた場合
- ③ 印章を通帳等とともに保管していた場合
- ④ その他お客さまに①から③までの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

金融犯罪にご注意ください。

＜盗難通帳等による不正払戻被害の補償について、ゆうちょ銀行のページは[こちら](#)から＞

※ゆうちょ銀行のページに遷移します。